

都地ま 第 1792 号

平成30年3月26日

認定NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



“緑地の市街地編入は国市の方針に逆行”について（回答）

平成 30 年 3 月 12 日に文書でいただいた件について、次のとおりお答えします。

本計画は、里山景観が残る良好な緑地を保全するとともに、改変する部分の緑地の復元や地区計画で緑化を義務付けるなど、緑の保全とのバランスに配慮した計画であると考えています。

ご指摘のあったD地区は近い将来の宅地化を想定しているのではなく、地区計画の土地利用の方針において「良好な樹林地・緑地を保全し、緑豊かな環境を維持する。」として位置付け、地区整備計画で、「樹林地、草地等の保全に関する事項」を定めています。これにより、地区内の緑地を担保し、緑地の保全上支障のある行為を制限するとともに、条例化することで、建築物の建築等の行為は特別緑地保全地区と同等の規制が行われます。

この旨ご了承いただき、貴基金の皆様によりしくお伝えください。

(担当)

都市整備局 地域まちづくり課 電話：045-671-2667 FAX：045-663-8641

建築局 都市計画課 電話：045-671-2657 FAX：045-664-7707

(広聴 第 29-420092 号)